

## 左氏述作

— 春秋学 —

四四

山 根 泰 志

はじめに

何かと問題の多い先秦文献の中でも『春秋左氏伝』（以下『左伝』）ほど物議を醸し出す書はない。『春秋』の伝という体裁を採り、春秋学の一派を担うテキストでもありながら豊富な説話や諸国の史伝を内包する先秦研究の基礎文献でもあるという不思議な位置づけがこの書に数奇な運命をもたらし、とりわけ公羊学派による劉歆偽作説は人々の『左伝』に対する不信感を決定づけた。もとより劉歆偽作説は既に否定されているが、<sup>①</sup>『左伝』に一旦付与された不信感は拭い去られたとは言いがたく、<sup>②</sup>特に趙光賢氏を代表として、現行の『左伝』は、本来『春秋』とは関係を持たない史伝ないし説話集としての原左伝を『春秋』の伝として二次的に編纂したものとす、所謂原左伝説は根強い。<sup>③</sup>

確かに『左伝』は春秋期の古い文辞を保存したことから、君子曰に代表される編纂者の認識や批評を示したものが併存しており、そうした見かけの重層性からすれば『左伝』に対する不信感が払拭されないのも無理はない。しかし、カールグレンが明らかにしたように、<sup>④</sup>『左伝』は標準化された文法組織（左語）によって作文されている。『左伝』は一方でそうした多様性・重層性を内包しながら、一方では極めて均質な「作品」として作られているのである。そのことは、『左伝』が異なる時代にバラバラの人間によってバラバラに編纂されたのではなく、ある時

点において特定の人間によってまとまった形で編纂されたことを示している。

また、現行の『左伝』から解経・凡例・君子曰等の編纂時に付加されたとされる部分を全部取り除いて後に残ったものが一つの本として成り立つのかと言えば、大量に存在する断片的な資料からして絶望的なので、趙伯雄氏は原左伝から『春秋』の伝として二次的に編纂した時に他の資料を加えたとする修正案を提示している。<sup>⑤</sup>

原左伝説は「無経有伝」「有経無伝」を主な根拠とするが、趙伯雄氏が見かけの構成だけでなくその性格を論ずることはできない。『左伝』の中に入り、『左伝』作者が、どこで、何を考えながら、何をやっているのかという基本的な営みを一つ一つ辿っていく必要があるだろう。

いったい『左伝』はどのように編纂されたのか、いかなる時代の中で何のために作られたのか、『左伝』を『左伝』たらしむるものは何か、それを突き止めるのが最終的目標である。

本稿では、そのはじめの一步に『左伝』の春秋学を探る。『左伝』は長い間春秋学の主流を占めながら、その春秋学のあり方を体系的に論じたものは杜預以来現れていない。杜預の学問がそれだけ完成されたものだったというのもあるだろうが、とりわけ劉歆偽作説出現以降は、解経や凡例が劉歆によって付加されたものではないかという疑問が付き纏っ

たからだろう。そして、その春秋学を、成立した時代の中に位置づけることもできないまま、時代の異なる『公羊』『穀梁』と比較して論じられたために、『左伝』特有の論理が看過されてきた。しかし現在、新城新藏氏・鎌田正氏が提唱した『左伝』戦国中期成立説は最早確定的になつており<sup>⑧</sup>、しかも、『左伝』以前の春秋学のあり方が、『左伝』の春秋学に反映されていることも指摘されている<sup>⑨</sup>。ここに、『左伝』の春秋学を、戦国中期という時代の中に位置づけて検証することが可能となったのである。

また、『左伝』の春秋学は、当然その執筆意図にも関わる。『春秋』の伝としての体裁を採る『左伝』は、当然『春秋』のために作られたと言えそうであり、原左伝説も現行『左伝』は、原左伝を『春秋』の伝とすべく改変したものであるからその点では同じ認識である。ところが、『左伝』自身が『春秋』について明確に語っているところは、その膨大な記述量の中で次の成公十四年と後掲の昭公三十一年の記事くらいしかない。

九月、僑如以夫人婦姜氏至自齊、舍族、尊夫人也、故君子曰、春秋之称微而顯、志而晦、婉而成章、尽而不汙、懲惡而勸善、非聖人誰能脩之<sup>⑩</sup>。

これを素直に読む限りでは、『左伝』は『春秋』を、聖人が勸善懲惡を行うために筆削したものと信じていたことになり、また、それを明らかにするために『左伝』を執筆したとも言えそうである。では、はたして『左伝』は自ら述べる『春秋』観通りに『春秋』を解釈しているのだろうか。『左伝』の性格を理解するためには、その是非を検証する必要がある。

以上の視点のもと、本稿では、まず解経の基本的発想を確認し、次に『左伝』と先行春秋学の関係を分析することで、『左伝』の独自性を確認

し、最後に『左伝』の『春秋』観を再検証することで、この成公十四年に伺えるような『春秋』顕彰が、真に『左伝』の執筆意図であったかどうかを明らかにしてみたい。

### 一、解経の基本的発想

解経は、『春秋』の伝としての『左伝』の最も核になる部分であり、『左伝』作者の発想が最も素朴に示されている。三世紀に新しい左伝学を完成させた杜預は、独自の義例説によって『左伝』の解経を体系化した<sup>⑪</sup>。

其發凡以言例、皆經国之常制、周公之垂法、史書之旧章、仲尼從而脩之、以成一經之通体、其微顯闡幽、裁成義類者、皆拋旧例而發義、指行事以正褒貶、諸稱書不書先書故書不言不稱書曰之類、皆所以起新旧、發大義、謂之變例、然亦有史所不書、即以為義者、此蓋春秋新意、故傳不言凡、曲而暢之也、其經無義例、因行事而言、則伝直言其婦趣而已、非例也（『春秋左氏伝序』）

杜預は『左伝』の解経を、「凡」の書き出しで始まり、先行する「經国之常制、周公之垂法、史書之旧章」を継承した「旧例」、「諸稱書不書先書故書不言不稱書曰之類」という書式で新しい義を示した「變例」、義例がなく、単に行事によって説明している「非例」の三つに区分した。当時にあつて従来の左伝学を覆す斬新な発想であるが、惜しむらくは見かけの書き方を基準にしたため、この論理が全ての解経に通達し得ないことである<sup>⑫</sup>。

『左伝』の解経を、見かけの書き方に拘らず、その一つ一つの発想やあり方を素直に読み取って分類すれば次のようになる。

a 以前のできごとを踏まえる

僖三十一「春、取濟西田、分曹地也……襄仲如晉、拜曹田也」・成

四「春、宋華元來聘、通嗣君也」↓成五「孟獻子如宋、報華元也」など、以前の恩恵や使者の到来に対する返礼として解釈するもの。僖三十三「狄侵齊、因晉喪也」・冬、公如齊朝、且弔有狄師也」・成六「夏四月丁丑、晉遷于新田」・冬、季文子如晉、賀遷也」など、以前のできごとに対する弔賀として解釈するもの。隱二「春、公會戎于潛、修惠公之好也、戎請盟、公辭」・戎請盟、秋、盟于唐、復修戎好也」・隱元經「三月、公及邾儀父盟于蔑」↓桓十七「及邾儀父盟于越、尋蔑之盟也」など、外交関係の更新として解釈するもの。隱四經「春王二月、莒人伐杞、取牟婁」↓桓十二「夏、盟于曲池、平杞莒也」・莊十三「宋人背北杏之會」↓莊十四「春、諸侯伐宋、齊請師于周、夏、單伯會之、取成于宋而還」・冬、會于鄆、宋服故也」・莊十五「秋、諸侯為宋伐邕、鄭人間之而侵宋」↓莊十六「夏、諸侯伐鄭、宋故也」・冬、同盟于幽、鄭成也」・宣三「晉侯伐鄭、及邕、鄭及晉平、士会入盟」・夏、楚人侵鄭、鄭即晉故也」など、抗争・内乱の平定や離反及びその服従として解釈するもの。隱元「鄭共叔之乱、公孫滑出奔衛、衛人為之伐鄭、取廩延」↓隱二「鄭人伐衛、討公孫滑之乱也」・隱四「故宋公陳侯蔡人衛人伐鄭、圍其東門、五日而還」↓隱五「鄭人以王師會之、伐宋、入其郛、以報東門之役」・宋人伐鄭、圍長葛、以報入郛之役也」など、制裁や報復として解釈するもの。隱九「秋、鄭人以王命來告伐宋、冬、公會齊侯于防、謀伐宋也」↓隱十「夏五月、羽父先會齊侯鄭伯、伐宋」など、以前のできごとと以後のできごとを踏まえて解釈するもの。莊十「齊侯之出也、過譚、譚不礼焉、及其入也、諸侯皆賀、譚又不至、冬、齊師滅譚、譚無礼也」など、礼に外れた行為を原因として解釈するもの。

#### b 外交関係の説明

隱元「九月、及宋人盟于宿、始通也」など、外交関係の契機を説明するものや、文十一「秋、曹文公來朝、即位而來見也」・成四「春、宋華

元來聘、通嗣君也」など、外交上の慣例によって説明するもの。

#### c 書法を何らかの論理や原則・事情で説明

僖九經「春王三月丁丑、宋公御說卒、夏、公會宰周公齊侯宋子衛侯鄭伯許男曹伯于葵丘」伝「春、宋桓公卒、未葬、而襄公會諸侯、故曰子、凡在喪、王曰小童、公侯曰子」・僖九經「冬、晉里奚克殺其君之子奚齊」伝「冬十月、里克殺奚齊于次、書曰、殺其君之子、未葬也」・文九「毛伯衛來求金、非礼也、不書王命、未葬也」は、凡例にも示されるように、先行して葬儀が行われていなければ正式な国君として扱われないという論理があつて、それに従つて解釈したもの。隱十一「十一月、公祭鍾巫、齊于社圃、館于寫氏、壬辰、羽父使賊弑公于寫氏、立桓公、而討寫氏、有死者、不書葬、不成喪也」・閔元「夏六月、葬莊公、乱故、是以緩」など、伝文に示される事情により葬儀ができなかったと解釈するもの。襄二十三經「晉欒盈復入于晉、入于曲沃」・晉人殺欒盈」伝「晉人克欒盈于曲沃、尽殺欒氏之族党、欒魴出奔宋、書曰、晉人殺欒盈、不言大夫、言自外也」・襄三十經「鄭良霄出奔許、自許入于鄭、鄭人殺良霄」伝「書曰、鄭人殺良霄、不称大夫、言自外入也」は、国外から侵入して殺されたので、自国の大夫ではないから「大夫」と言わないとして解釈するもの。隱元「三月、公及邾儀父盟于蔑、邾子克也、未王命、故不書爵」・夏四月、費伯帥師城郎、不書、非公命也」など、諸侯の場合は王、大夫の場合は諸侯の命令に基づいた正当な行動ではなかったので記録されなかったとして解釈するもの。隱七「春、滕侯卒、不書名、未同盟也、凡諸侯同盟、於是称名、故薨則赴以名、告終称嗣也、以繼好息民、謂之礼經」・隱十一「冬十月、鄭伯以虢師伐宋、壬戌、大敗宋師、以報其入鄭也、宋不告命、故不書、凡諸侯有命告則書、不然則否、師出滅否亦如之、雖及滅国、滅不告敗、勝不告克、不書于策」・文十四「春、頃王崩、周公閱与王孫蘇争政、故不赴、凡崩薨、不赴則不書、禍福不告亦

不書、不懲敬也」など、凡例に基づき、通告・赴告の有無により記録の有無を解釈するもの。莊二十九「春、新作延廐、書不時也、凡馬、日中而出、日中而入」・同「冬十二月、城諸及防、書時也、凡土功、龍見而畢務、戒事也、火見而致用、水昏正而裁、日至而畢」など、凡例に基づき、行事が時令に適合するか否かで記録の有無を解釈するもの。僖元「春、不称即位、公出故也、公出復入不書、諱之也、諱国惡、礼也」など、都合が悪いことは記録されないと解釈するもの。

d 書法を褒貶の意で解釈

隱元「三月、公及邾儀父盟于蔑、邾子克也、未王命、故不書爵、曰儀父、貴之也、公撰位、而欲求好於邾、故為蔑之盟」・隱四經「秋、翬帥師會宋公陳侯蔡人衛人伐鄭」伝「秋、諸侯復伐鄭、宋公使來乞師、公辭之、羽父請以師會之、公弗許、固請而行、故書曰、翬帥師、疾之也」・桓七經「夏、穀伯綏來朝、鄧侯吾離來朝」伝「春、穀伯鄧侯來朝、名賤之也」など、『春秋』の異例・破格の記事を、筆削者の褒貶とみて解釈するもの。昭十四「春、意如至自晉、尊晉罪已也、尊晉罪已、礼也」は、「季孫」が省かれているのは、平丘の会盟を中心とする両者の態度を踏まえて晋を尊び、魯を罪したものと解釈するもの。

e 記事内容の批評

桓八「祭公來、遂逆王后于紀、礼也」・桓十五「春、天王使家父來求車、非礼也、諸侯不貢車服、天子不私求財」など、『春秋』の記事内容そのものに対して批評を行うもの。

f 歴史的契機の指摘

莊十四經「冬、單伯齊侯宋公衛侯鄭伯會于鄆」・莊十五經「春、齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯會于鄆」伝「春、復會焉、齊始霸也」は、同地で二度会するという『春秋』では異例のできごとを、齊が諸侯に覇を唱えた契機と解釈するもの。

左氏述作

a bのように、『春秋』の記事に対する背景説明が最も多い。とりわけ a は、以前のできごとを因とし、『春秋』を果とする、また、「謀」の解経のように、『春秋』を因とし、以後のできごとを果とするというように、概ね『春秋』を巡る因果関係を明確にするという発想で貫かれている。注目したいのは、これらと同じ説明が、隱五「四月、鄭人侵衛牧、以報東門之役」・僖九「齊侯以諸侯之師伐晉、及高梁而還、討晉乱也、令不及魯、故不書」・文三「衛侯如陳、拜晉成也」・宣十四「鄭人懼、使子張代子良于楚、鄭伯如楚、謀晉故也」・哀二十三「秋八月、叔青如越、始使越也、越諸鞅來聘、報叔青也」と、『春秋』経文以外の伝文にも施されていることである。つまり、因果関係を明確にするという営為と発想は、『春秋』の背景説明を基軸としながらも、それを超えて存在する『左伝』作者の関心に由来したものである。それと強く関連しているのが f の歴史的契機の指摘で、b にもそうした意を含んだものが見られるように、単純な『春秋』解釈という枠組みを超えた『左伝』の独自性を端的に表している。また、e の「礼也」「非礼也」という批評も、隱五「書曰、公矢魚于棠、非礼也、且言遠地也」を見れば、『春秋』筆削者による批評を示したものととして、つまりあくまで『春秋』解釈の体裁で書いているように見えるが、実際は、隱八「八月丙戌、鄭伯以齊人朝王、礼也」と、『春秋』経文以外の伝文にもしばしば用いられているように、これも『春秋』解釈とは無関係に『左伝』自身が批評したものである。

書法に対する解釈は、c のように『春秋』そのものや凡例を踏まえたもの、関係する資料を取材することによって背景や事情を説明したものであり、d のように純粹に褒貶の意で解するのは余りなく、しかも、桓十七「蔡桓侯卒、蔡人召蔡季于陳、秋、蔡季自陳歸于蔡、蔡人嘉之也」のように、できごと当事者の褒貶の意を反映したものととして解

積する例もあり、他の解釈もそう解釈できなくもないから、結局『春秋』筆削者自身の褒貶の意はどこにあるのかということになってしまふ。

以上の分類を杜預の義例説と照らし合わせると、a bが「非例」ということになりそうだが、「凡例」「変例」はどこにも収まりそうもない。確かに「凡例」にそのまま従ったところもあるし、「変例」もdが当てはまりそうではあるが、それ以外は何らかの論理や事情を説明するばかりで強いて「大義」を求めていないのである。そもそも『左伝』の解経には、儒家的な価値観に基づく解釈がそれほど見られず、寧ろ春秋時代に存在したと思われる論理や原則、関連する資料などの具体的な根拠を示すことによって、思想や学派に関係なく、読む全ての人に納得してもらおうという意思が感じられる。確かに、解経の体裁だけ見れば『春秋』筆削者の意を明らかにするつもりで解釈しているように見えるが、ここまで解釈の整合性を追及する『左伝』作者が、『春秋』に褒貶の意が込められていると真に信じているのだろうか？

その疑問を解く鍵となるのが凡例である。杜預は、凡例を、先行する「経国之常制、周公之垂法、史書之旧章」を継承したものと理解しているが、確かに凡例には先行する論理や礼説の引用ないし影響が認められるように、凡例が『左伝』に先行する具体的な資料に取材したものであることがとりあえず予想される。凡例は大まかに言って、①莊三十一「夏六月、齊侯来献戎捷、非礼也、凡諸侯有四夷之功、則献于王、王以警于夷、中国則否、諸侯不相遺俘」など、『春秋』経文の記事内容に対する批評の根拠として引かれる論理や礼説、②隱十一「冬十月、鄭伯以虢師伐宋、壬戌、大敗宋師、以報其入鄭也、宋不告命、故不書、凡諸侯有命告則書、不然則否、師出臧否亦如之、雖及滅国、滅不告敗、勝不告克、不書于策」・桓五「秋、大雩、書不時也、凡祀、啓蟄而郊、龍見而雩、始殺而嘗、閉蟄而烝、過則書」など、書法を説明する根拠として引かれる

慣習や原則、③莊二十九「夏、鄭人侵許、凡師、有鐘鼓曰伐、無曰侵、輕曰襲」など、『春秋』の用字の使い分けを説明する根拠として引かれる字義解釈の三つに分かれる。①と②は、本来『春秋』とは関係を持たない礼説や論理・原則を解経に延用しているだけだが、③は全て『春秋』の字義を直接解釈したものであるから、『左伝』に先行する春秋学の一端を伝えるものである。こうした凡例として引かれる先行する春秋学を、『左伝』がどのように扱っているかを見ることによって、『左伝』の春秋学とその基本的発想がどのように成り立っているかを検証する。

## 二、解経と凡例

### (一) 凡例と説話

(経) 夏五月戊寅、公敗宋師于鄆

(伝) 夏、宋為乘丘之役故、侵我、公禦之、宋師未陳而薄之、敗諸鄆、凡師、敵未陳曰敗某師、皆陳曰戰、大崩曰敗績、得僞曰克、覆而敗之曰取某師、京師敗曰王師敗績于某(莊公十一年)

「敗某師」の用例が、隱十経「六月壬戌、公敗宋師于莒」で既出しているにも関わらずここに凡例が置かれたのは「未陳而薄之」という記述があつたためである。この「未陳」の凡例に基づく解経は、昭五経「戊辰、叔弓帥師敗莒師于蚡泉」伝「秋七月、公至自晋、莒人来討、不設備、戊辰、叔弓敗諸蚡泉、莒未陳也」・昭二十三経「戊辰、吳敗頓胡沈蔡陳許之師于雞父、胡子髡沈子逞滅、獲陳夏鬻」伝「吳人伐州来、楚薳越帥師、及諸侯之師、奔命救州来、吳人禦諸鍾離、子瑕卒、楚師燔・・・戊辰晦、戰于雞父・・・三国奔、楚師大奔、書曰、胡子髡沈子逞滅、獲陳夏鬻、君臣之辭也、不言戰、楚未陳也」の二つしか見えず、昭

公五年は「不設備」、昭公23年は「子瑕卒、楚師燬」という記述が「未陳」という状況に適合的だったからだろう。つまり『左伝』は、凡例を無条件に適用して解経するわけではなく、取材した具体的な資料と適合する限りにおいて利用しているわけである。

「得僞曰克」という凡例は『会箋』のいうように、雄僞の人物を捕獲したことを「克」と書すと釈したもので、確かに宣十五「鄆舒有三僞才」など、「僞」は専ら人物評価に用いられている。『左伝』の年代記的記述に見える「克」では全て敵城攻略の意味で、昭四「秋七月、楚子以諸侯伐呉、宋太子鄭伯先婦、宋華費遂鄭大夫從、使屈申圉朱方、八月甲申、克之、執齊慶封而尽滅其族」・定二「冬十月、呉軍楚師于豫章、敗之、遂圉巢、克之、獲楚公子繁」など、敵城攻略に伴って敵將を捕える事例があり、そこからこのような解釈が作られたのかもしれないが、そもそも『春秋』では「克」の用例が隠元経「夏五月、鄭伯克段于鄆」だけなので、さしたる根拠はなかったのだろう。それ故に『左伝』は、伝「……命子封帥車二百乘以伐京、京叛大叔段、段入于鄆、公伐諸鄆、五月辛丑、大叔出奔共、書曰、鄭伯克段于鄆、段不弟、故不言弟、如二君、故曰克、称鄭伯、譏失教也、謂之鄭志、不言出奔、難之也」と、凡例を無視して、具体的な資料の記述内容と『春秋』を比較対照した上で独自の解釈をしており、先行する『春秋』解釈よりも取材した資料の記述を重んじているわけである。

## (二) 凡例と年代記

(経) 秋八月、公会諸侯晋大夫、盟于扈

(伝) 秋八月、齊侯宋公衛侯陳侯鄭伯許男曹伯会晋趙盾、盟于扈、

晋侯立故也、公後至、故不書所会、凡会諸侯、不書所会、後也、後

左氏述作

至不書其国、辟不敏也(文公七年)

この凡例は、会への到着が遅れた場合、会する相手を書かないと説明するものである。問題は、僖二経「春王正月、城楚丘」伝「春、諸侯城楚丘而封衛焉、不書所会、後也」・僖二十一経「十有二月癸丑、公会諸侯、盟于薄、积宋公」・僖二十七経「冬、楚人陳侯蔡侯鄭伯許男圉宋、十有二月甲戌、公会諸侯、盟于宋」と既に同例が『春秋』に見えながら、なぜこの文公七年で例を発したかである。この記事が他の記事と決定的に違うのは、『春秋』では「諸侯晋大夫」と省略されている参加者を『春秋』以外の年代記と思われる資料で補って明確にしていることである。これは、他の年代記では参加者が記されているのに、『春秋』がそれを省略しているのは何らかの意味があるという発想なのだが、注目したいのは、この年代記に魯公が見えないことである。『春秋』では参加しているはずなのに、この年代記には記されていないのは、魯文公が遅参したからだという想像を『左伝』が働かせたことは想像に難くないだろう。つまり、「凡会諸侯、不書所会、後也、後至不書其国、辟不敏也」という凡例は、『左伝』に先行する『春秋』解釈ではなく、『左伝』が『春秋』と他の年代記とを比較対照することで、独自に創出したものである。<sup>5)</sup>同様の凡例を示す文十五経「秋、齊人侵我西鄙、季孫行父如晋、冬十有一月、諸侯盟于扈」伝「冬十一月、晋侯宋公衛侯蔡侯陳侯鄭伯許男曹伯盟于扈、尋新城之盟、且謀伐齊也、齊人賂晋侯、故不克而還、於是齊難、是以公不会、書曰、諸侯盟于扈、無能為故也、凡諸侯会、公不與不書、諱君惡也、與而不書、後也」もやはり他の年代記で参加者を明確にしている。襄二十六経「公会晋人鄭良霄宋人曹人于澶淵」伝「六月、公会晋趙武宋向戌鄭良霄曹人于澶淵、以討衛、疆戚田、取衛西鄙懿氏六十、以與孫氏、趙武不書、尊公也、向戌不書、後也、鄭先宋、不失所也」も同様に取材する年代記では向戌の名が記されているのに、『春

『秋』において「宋人」と記されていることを「後也」と解釈している。凡例が単に先行する春秋学や礼説に取材し、これを敷衍するものではなく、時として『左伝』自身が独自の解釈を創出、提示するものでもあつたことを、さらに強く教えてくれるのが次の事例である。

(三) 凡例の書き換え

(経) 夏、取郟

(伝) 夏、郟乱、分為三、師救郟、遂取之、凡書取、言易也、用大師焉曰滅、弗地曰入(襄公十三年)

「取」の用例は既に隠四経「春王二月、莒人伐杞、取牟婁」に見え、「言易也」という解経も宣九「秋、取根牟、言易也」成六「取郟、言易也」と見えている。それなのに敢えて襄公十三年で凡例を発したのは、「分為三、師救郟、遂取之」という具体的な伝承があつたからだが、昭公四年にも「九月、取郟、言易也、莒乱、著丘公立而不撫郟、郟叛而來、故曰取、凡克邑、不用師徒曰取」と、同じ「取」字解釈の凡例が見え、こちらでは「不用師徒曰取」となっている。ここで襄公十三年の凡例と昭公四年の凡例を見比べてみよう。襄公十三年の凡例は他が「曰」の書式を採っているのに「言易也」のみ異なり、昭公四年の凡例は「曰」の書式を採っている。この昭公四年の「凡克邑、不用師徒曰取」を襄公十三年の「凡書取、言易也」と差し替えればきれいに納まることに気づくだろう。つまり『左伝』は本来「凡克邑、不用師徒曰取、用大師焉曰滅、弗地曰入」とあつた凡例を「凡克邑、不用師徒曰取」の部分のみより広義の解釈である「凡書取、言易也」に書き換えたのである。理由は簡単である。「分為三、師救郟、遂取之」と、郟占領に師を用いたとする伝承が「不用師徒曰取」と露骨に矛盾するからである。そして昭公四

年の「莒乱、著丘公立而不撫郟、郟叛而來」と師を用いずに郟を手に入れたとする伝承が「不用師徒曰取」に適合していたためにこれをここに移したのである。

「言易也」という解経は、僖五「晋侯復假道於虞以伐虢……師還館于虞、遂襲虞、滅之、執虞公及其大夫井伯、以媵秦穆姬、而脩虞祀、且歸其職貢於王、故書曰、晋人執虞公、罪虞、且言易也」と、「取」とは何の関係もない『春秋』解釈に用いられている。「言易也」が「後也」同様先行する厳格な原則ではなく、『春秋』と他の資料を比較対照することによって『左伝』自身が『春秋』の書法を説明するために創出したことであることがわかるが、それが先行する春秋解釈と取材した資料との矛盾を逆手にとつて創出されたことは、『左伝』の春秋学上の独自性を顕著に示している。

(四) 諸国年代記字義解釈

冬、公次于滑、将会鄭伯、謀紀故也、鄭伯辭以難、凡師、一宿為舍、再宿為信、過信為次(莊公三年)

この凡例は、師が宿営した場合、どう書き分けているかを説明したものである。「次」は凡例通り師の行動として用いられ、『春秋』及び他の年代記的記述でも同じ。説話などの他の資料では個人の行動として用いられるものがある。<sup>①</sup>

「舍」は成十六「鄭子罕伐宋、宋将鉏樂懼敗諸洧陂、退舍於夫渠、不徹、鄭人覆之、敗諸洧陵、獲将鉏樂懼、宋恃勝也」及び『竹書紀年』「晋惠公十有五年、秦穆公率師送公子重耳、围令狐桑泉曰衰、皆降于秦師、狐毛与先軫禦秦、至於廬柳、乃謂秦穆公使公子繫来与師言、退舍、次于郟、盟於軍」(水経涑水注引)の年代記的記述においては「師」の行動

として用いられており、「信」も襄十八「楚師伐鄭、次於魚陵、右師城上棘、遂涉潁、次于旃然、蔦子馮公子格率銳師侵費滑胥靡獻于雍梁、右回梅山、侵鄭東北、至于蟲牢而反、子庚門于純門、信于城下而還、涉於魚鹵之下」の年代記的記述において「師」の行動として用いられており、いずれも他の資料では個人の行動ばかりである。つまり、「凡師、一宿為舍、再宿為信、過信為次」という字義解釈は、年代記のみの字義を対象としたものであって、「春秋」では「次」しか見えないことから考えれば、「春秋」に関わらず諸国の年代記の字義を解釈したものである。それは、「春秋」のみならず、各国の年代記でもその字義が議論されたことを示しており、その成果を『左伝』は柔軟に利用しているわけである。

### 三、左伝の春秋観

凡例と解経の關係から明らかにされた『左伝』の柔軟性と独自性を踏まえた上で、いよいよ『左伝』の『春秋』観に迫ってみよう。『左伝』解経の中で最も褒貶の意を説くのは、「尊」「罪」の解経であるが、注目したいのは、この解経が、それぞれ前掲の襄公二十六年と僖公五年で、『左伝』が創出した解釈である「後也」「言易也」と並列されていることである。もし、『左伝』が真に『春秋』に筆削者の意が込められていると信じて解釈しているなら、僖公五年の場合は、宮之奇の諫めを聞かずに晋に道を貸した虞公の妄を知っていた筆削者が、それを罪して通例では「晋侯執虞公」と書くところを「晋人執虞公」と書いたということになり、襄公二十六年の場合は、筆削者が魯公を尊ぶために、趙武の参加を知りながら敢えて「晋人」と貶したということになる。しかしもちろんなそのように複雑に考えるよりも、並列されている「後也」「言易也」同様、『左伝』作者が『春秋』と他の資料を比較対照した上で独自の解

釈を創出し、施したと考えるほうが自然である。つまり『左伝』は、『春秋』に褒貶の意が込められていると信じているのではなく、自らの創出した解釈によって、そう読者に信じさせようとしているだけなのである。僖公五年では、『春秋』があたかも虞公を罪しているかのように見せて、実際は『春秋』の權威を利用して『左伝』自身が罪しているわけである。このような『春秋』に仮託にしながら自らが褒貶を行う『左伝』の姿は、次の解経によく表れている。

(経) 冬、晋人宋人陳人鄭人伐秦

(伝) 冬、晋先且居宋公子成陳轅選鄭公子婦生伐秦、取汪及彭衙而還、以報彭衙之役、卿不書、為穆公故尊秦也、謂之崇德(文公2年)

これも他の年代記と比較対照した上で、卿の名前が書かれていないのは、秦穆公を尊ぶ書法だという解釈だが、その根拠となるのが、以下一連の孟明の話である。

A 夏四月辛巳、敗秦師于殽、獲百里孟明視西乞術白乙丙以歸……

秦伯素服郊次、鄉師而哭曰、孤違蹇叔、以辱二三子、孤之罪也、不

替孟明、孤之過也、大夫何罪、且吾不以一眚掩大德(僖公三十三年)

① 殽之役、晋人既歸秦師、秦大夫及左右皆言於秦伯曰、是敗也、

孟明之罪也、必殺之、秦伯曰、是孤之罪也、周芮良夫之詩曰、大風

有隧、貪人敗類、聽言則對、誦言如醉、匪用其良、覆俾我悖、是貪

故也、孤之謂矣、孤實貪以禍夫子、夫子何罪、復使為政(文公元年)

B 春、秦孟明視帥師伐晋、以報殽之役、二月、晋侯禦之……甲子、

及秦師戰于彭衙、秦師敗績……② 秦伯猶用孟明、孟明增脩國政、

重施於民、趙成子言於諸大夫曰、秦師又至、將必辟之、懼而增德、

不可當也、詩曰、毋念爾祖、聿脩厥德、孟明念之矣、念德不忘、其

可敵乎(文公二年)

C 秦伯伐晋、濟河焚舟、取王官及郊、晋人不出、遂自茅津濟、



封穀尸而還、③遂霸西戎、用孟明也、君子是以知秦穆公之為君也、拳人之周也、与人之沓也、孟明之臣也、其不解也、能懼思也、子桑之忠也、其知人也、能拳善也、詩曰、于以采蘩、于沼于沚、于以用之、公侯之事、秦穆有焉、夙夜匪解、以事一人、孟明有焉、詒厥孫謀、以燕翼子、子桑有焉（文公三年）

秦穆公が孟明 of 敗戦の罪を許す話は既に僖公三十三年のAに出ているのにも関わらず、文公元年の①でまた繰り返されているが、元々このような話が原資料にあったのならAの段階でまとめて記述されるはずだから明らかに①は不自然である。これは、罪を許されたとはいえ、敗戦した孟明がBで再び軍を率いて晋を征伐していることに違和感を覚えた『左伝』が、その因果関係を明確にし、しかもそれを自分の主張に利用するために、Aをもとに作文したものである。文公二年の解経の直接の根拠になっている②も、説話全体と無関係に存在しているように、①の続きとして『左伝』が作文したものである。そして最後の③で秦穆公が西戎に覇を唱えることができたのは、敗戦の罪を許して孟明を用い続けたからだという物語が完成され、それを根拠に「君子是以知」以下で国君が賢人を用いることの要を説くという筋書きである。つまりところ、『左伝』の真の目的はそこにあるのであって、取材したABCの資料に紛れて創作した①②の話も文公二年の解経もその為の伏線に過ぎず、従って「尊秦」という解釈も、『春秋』筆削者の意を説いたものではなく、『左伝』自身が、秦穆公が孟明を用い続けたことを誉めるために、『春秋』の書法に仮託したものに過ぎないのである。

それでは、以上の『左伝』の『春秋』観を踏まえた上で、冒頭に挙げた成公十四年を再検証してみよう。

（経）秋、叔孫僑如如齊逆女……九月、僑如以夫人婦姜氏至自齊（伝）秋、宣伯如齊逆女、称族、尊君命也……九月、僑如以夫人

婦姜氏至自齊、舍族、尊夫人也、故君子曰、春秋之称、微而顯、志而晦、尽而成章、尽而不汙、懲惡而勸善、非聖人誰能脩之

この解経は、本来「叔孫僑如」と書く所を「叔孫」を省いて書いているのは、夫人を尊ぶ『春秋』の書法だと説くものである。同様の解経は宣元「春王正月、公子遂如齊逆女、尊君命也、三月、遂以夫人婦姜至自齊、尊夫人也」にも見えるが、『公羊』がこれを「遂何以不称公子、一事而再見者、卒名也」と解しており、それをうけて諸家も『左伝』を批判しているように、いずれも単に前文で一度出ているので省略したと考えるのが最も自然な解釈である。無論、理詰めの『公羊』さえ常識的に解釈しているのに、あれほど誰もが納得する解釈を追求する『左伝』が、これを単なる省略だと思わなかったはずはない。しかし、『左伝』はそれを言うことはできなかった。それを言ったら、他の経文もそう解釈できてしまうため、『春秋』には結局褒貶の意などないということになってしまう。それを回避するためには、何としてもこれを筆削者の書法として解釈しなければならなかった。そこで、読者にこれが単なる省略だという常識的判断を起させないように、ここで敢えて聖人の筆削の意義を説いてごまかしたのである。

その傍証となるのが、同様に『春秋』の褒貶の意義を説く次の昭公三十一年である。

冬、邾黑肱以濫来奔、賤而書名、重地故也、君子曰、名之不可不慎也如是夫、所有名而不如其已、以地叛、雖賤必書地以名其人、終為不義、弗可滅已、是故君子動則思礼、行則思義、不為利回、不為義疚、或求名而不得、或欲蓋而名章、懲不義也、齊豹為衛司寇、守嗣大夫、作而不義、其書為盜、邾庶其莒牟夷邾黑肱以土地出、求食而已、不求其名、賤而必書、此二物者、所以懲肆而去貪也、若艱難其身、以險危大人、而有名章徹、攻難之士、將奔走之、若窃邑叛

君、以微大利、而無名、貪冒之民、將實力焉、是以春秋書齊豹曰、盜、三叛人名、以懲不義、數惡逆無礼、其善志也、故曰、春秋之稱、微而顯、婉而辨、上之人能使昭明、善人勸焉、淫人懼焉、是以君子貴之

邾庶其・莒牟夷・邾黑肱の三人が、低い地位にも関わらず名が書かれたのは、土地をもって出奔した不義を罪し、高い地位にあった衛の齊豹が「盗」と書かれて名が書かれなかったのは、乱を起こした不義を罪した『春秋』の書法だと『左伝』は説いている。しかし、単純に考えて、不義を為しているのは同じなのに、一方で名が書かれ、一方で名が書かれないのは矛盾であるし、やはり諸家からもそう批判されている。もちろん矛盾や不整合に敏感な『左伝』がその矛盾に気づかなかつたはずはなく、ここで『春秋』の褒貶の意義を説いて、読者の目を背けさせているわけである。

『左伝』が『春秋』の書法を述べる時は、その根拠となる具体的資料を取材することが多いが、全く根拠となる資料が取材されていないこれらの解経で敢えて『春秋』の褒貶の意義を説いているのは、逆にこれらの経文が『左伝』にとつて大きな弱点であったことを物語っている。しかし注意したいのは、既に宣公元年で同例が出ているにも関わらず、敢えて後の成公十四年でこのコメントを発していることである。両者の違いは、前者が「公子」を省き、後者が「叔孫」を省いていることだが、後者と同例が、昭十四「春、意如至自晋、尊晋罪己也、尊晋罪己、礼也」・昭二十四「晋士弥牟逆叔孫于箕……叔孫受礼而帰、二月、婁至自晋、尊晋也」に見える。昭公十四年は、前述のように、「季孫」が省かれているのは、平丘の会盟を中心とする両者の態度を踏まえて晋を尊び、魯を罪した書法と解釈したもの、昭公二十四年は、「叔孫」が省かれているのは、拘留した叔孫婁を釈放し、鄭重に帰国させた晋を尊んだ書法と解釈したもので、これ

らの解経が成公十四年を踏まえて述べられていることは言うまでもないだろう。つまり、『左伝』が宣公元年ではなく、敢えて成公十四年で『春秋』褒貶の意義を説いたのは、これら後の解経に繋げていくためであり、『左伝』は弱点を逆に武器として生かしているのである。

### おわりに

『春秋』には国君の貶記が認められるように、編修時に特定の価値観によつて筆削されたことは間違いなく、既に坊記には『春秋』の書法に褒貶の意を追求する春秋学のあり方が先駆的に認められる。『左伝』において、『春秋』の褒貶の存在を説く所が成公十四年と昭公三十一年のみで、読者が読み始める冒頭に何の説明もないことから見ても、そういう共通認識がある程度存在していたことがわかる。しかし、『左伝』自身は、少なくとも自分が説くほどには、『春秋』に褒貶の意など存在しないことがわかつていた。『春秋』が聖人の筆削を経ていることを証明するなら、わざわざ他の資料を取材しなくても、『春秋』編修以前の魯国年代記と一緒に並べるのが一番わかりやすいのに、『左伝』は魯国年代記を持っていながら、それをやっていないからである。

『左伝』にとつて『春秋』は、その書法に仮託することによつて、春秋時代の様々なできごとや人物に対し、自らが褒貶を行うためのものがあった。そのためには何としても『春秋』には聖人による筆削があるのだと信じ込ませる必要があった。しかし、『左伝』自身がそうであったように、『春秋』には褒貶の意などないと疑う人も現れていただろうし、その『春秋』の權威を守るはずの春秋学も、凡例として取材されたものに見られるように、他の資料と比較対照すれば、その稚拙さが忽ちのうちに暴露される程度のものであった。『左伝』の原資料の多様性からわ

かるように、当時は様々な資料の流通が進んでいたから、都合の悪い資料も排除できないほどに増えていただろうし、かといって先行する春秋学を墨守している人たちもいるだろうから、表立って否定するわけにも無視するわけにもいかない。そこで『左伝』は、先行する春秋学を取材し、それをきちんと踏まえているように見せながら、取材した関連資料との整合性を図りつつ、それに独自の解釈を挿し込んだり、書き換えたりにして矛盾や弱点を克服し、誰にでも納得してもらえる『春秋』の書法を追求したのである。

『左伝』にとつて『春秋』顕彰は目的ではなく、手段に過ぎなかったわけだが、結果的に従来の春秋学を一変せしめ、人々の『春秋』観を変えていった。『孟子』に至り『春秋』孔子作成説が初めて現れるが、それ以上に注目したいのが、劉昺が指摘しているように（陸淳『春秋啖趙集伝纂例』巻二）、同時期の『竹書紀年』が『春秋』の記事を取材していることである。同書は儒家が嫌う怪異記事を好んで収録しているから、怪異や神秘を信する一派によつて編纂されたものだろう。そのような書に取材されているということは、『春秋』が思想や学派とは関係なく普遍的な権威を持つ年代記として扱われていたことがわかる。

このように春秋学上に一大革新をもたらした『左伝』だが、最後に注意しておきたいのは、その春秋学は必ずしも従来の春秋学を単に否定したのではないということである。

陳成子弑簡公、孔子沐浴而朝、告於哀公曰、陳恒弑其君、請討之、  
公曰、告夫三子、孔子曰、以吾從大夫之後、不敢不告也、君曰、告夫三子者、之三子告、不可、孔子曰、以吾從大夫之後、不敢不告也  
（『論語』憲問）

国君を弑殺した陳成子を許せなかった孔子が、無理だと知りつつ討伐を要請するという話であり、『春秋』哀十四「夏四月、齊陳恒執其

君、寘于舒州・・・齊人弑其君壬于舒州」を素材に創作されているが、その書法を論じたものではない。しかし、この話が、『春秋』に記された国君弑殺という事件とそれを為した陳成子という人物に、一定の価値観に基づいた批評を加えたいという意図のもとに創作されたことは間違いない。こうした春秋学のあり方に、『春秋』の書法を結びつけ、現実には「討」つことができない人間を、書法によつて「討」つことができ、このことを発見したのが『左伝』に他ならない。もちろん、『左伝』はこの記事に取材こそしているが、別に解経に利用しているわけではないから、『左伝』に直接影響を与えたかどうかはわからないが、少なくとも、『左伝』の春秋学に至る道筋は、『論語』の段階で示されていたと言えるだろう。

## 注

- ① 鎌田正『左伝の成立と其の展開』（大修館書店、一九六三）参照。
- ② 実際、徐仁甫『左伝疏証』（四川人民出版社、一九八二）など、劉歆偽作説自体も根強く主張された。
- ③ 「左伝編撰考」上・下（『中国歴史文献研究集刊』第一集・第二集一九八〇・一九八一、後『古史考辨』北京師範大学出版社、一九八七所収）。原左伝説自体は『晋書』王接伝「常謂左氏辭義贍富、自是一家書、不主為経発」と晋代から見える。
- ④ 小野忍訳『左伝真偽考』（文求堂、一九三九、原著一九二六）。
- ⑤ 趙伯雄「左伝無経之伝考」（『文史』一九九四）。
- ⑥ 新城新蔵『東洋天文学史研究』（弘文堂書房、一九二八）、前掲鎌田正『左伝の成立と其の展開』。
- ⑦ ここで、本稿で登場する主な文献の年代を確認しておく。『論語』（戦国初期）から『孟子』（前三〇〇年前後）までの間に、『礼記』中庸・坊記・表記・緇衣（『子思子』）↓檀弓↓曲礼↓玉藻↓少儀↓内則↓『左伝』（前三六五／三六四年頃）↓『竹書紀年』（前二九九下限）という順で入り、『公羊』『穀梁』がその後に続く。吉本道雅「春秋事語考」（『泉屋博古館紀

要」六、一九九〇）、同「檀弓考」（『古代文化』四四五、一九九二）、同「曲礼考」（小南二郎編『中国古代理制研究』京都大学人文科学研究所、一九九五）、同「左伝成書考」（『立命館東洋史学』二五、二〇〇二）参照。なお、武内義雄『論語之研究』（岩波書店、一九三九）をはじめ、現行『論語』が本来バラバラの資料であるとして区分する見解は根強いが、それは原資料の多様性からくる印象であつて、文法上の均質性から見ればある時期にまとまってきたことは疑いない。前掲『左伝真偽考』及び吉田恵「春秋戦国時代の哲学書における方言」（同志社大学『人文学』三八、一九五八）参照。

⑧ 前掲吉本道雅「檀弓考」、同「曲礼考」。

⑨ 以下、資料の引用に際し、必要に応じて『春秋』経文引用部分に一重線を引き、別稿で述べる『左伝』が直接取材した単行年代記に波線を引く。

⑩ 前掲鎌田正『左伝の成立と其の展開』参照。

⑪ 加賀榮治『中国古典解釈史 魏晉篇』（勁草書房、一九六四）参照。

⑫ 坊記「未没喪、不称君、示民不爭也、故魯春秋記晋喪曰、殺其君之子奚齊、及其君卓、以此坊民、子猶有弑其父者」。曲礼下「天子未除喪、曰予小子」。前掲吉本道雅「曲礼考」参照。ただし、僖二五経「葬衛文公、冬十有二月癸亥、公会衛子莒慶、盟于洮」では葬儀後も「衛子」と書かれていたように、実際は未葬ではなく、年が変わるまでを「子」と称したようである。『公箋』参照。

⑬ 前掲趙光賢「左伝編撰考」上はこれを「解伝」とする。

⑭ 宣八経「冬十月己丑、葬我小君敬嬴、雨不克葬、庚寅、日中而克葬」伝「冬、葬敬嬴、早無麻、始用葛蒺、雨不克葬、礼也、礼、卜葬先遠日、辟不懷也」。曲礼上「外事以剛日、内事以柔日、凡卜筮日、旬之外曰遠某日、旬之内曰近某日、喪事先遠日、吉事先近日」。襄二十六「衛獻公使子鮮為復」。二月庚寅、甯喜右宰穀伐孫氏、不克、伯國傷、甯子出舍於郊、伯國死、孫氏夜哭、國人召甯子、甯子復攻孫氏、克之、辛卯、殺子叔及大子角、書曰、甯喜弑其君剽、言罪之在甯氏也、孫林父以戚如晋、書曰、入于戚以叛、罪孫氏也、臣之祿、君実有之、義則進、否則奉身而退、專祿以周旋、戮也」。表記「子曰、事君軍旅不辟難、朝廷不辭

賤、処其位而不履其事、則乱也、故君使其臣、得志則慎慮而從之、否則孰慮而從之、終事而退、臣之厚也、易曰、不事王侯、高尚其事」。内則「在父母舅姑之所、有命之、応唯、敬對、進退周旋慎齊」など。前掲吉本道雅「曲礼考」参照。ちなみに、これらは「凡」を冠していないが、解経の根拠に礼説を挙げているという点で凡例に準じるものとして扱うことができる。他にも、凡例で頻用される「……則否」という語法は、先行する檀弓・曲礼・少儀に使われており、宣十「夏、齊惠公卒、崔杼有寵於惠公、高国畏其偪也、公卒而逐之、奔衛、書曰崔氏、非其罪也、且告以族、不以名、凡諸侯之大夫違、告於諸侯曰某氏之守臣某、失守宗廟、敢告、所有玉帛之使者則告、不然則否」の凡例は、玉藻「凡自称、天子曰予一人、伯曰天子之力臣、諸侯之於天子、曰某土之守臣某」の如き材料から取材したもののだろう。

⑮ 桓十三経「春二月、公会紀侯鄭伯、己巳、及齊侯宋公衛侯燕人戰、齊師宋師衛師燕師敗績」伝「宋多賁賂於鄭、鄭不堪命、故以紀魯及齊与宋衛燕戰、不書所戰、後也」では、「後也」の解経が戦った場所を記していないことまで適用されているように、この凡例が本来厳格な原則ではないことを示している。

⑯ 同様の凡例を示す文十五「新城之盟、蔡人不与、晋卻缺以上軍下軍伐蔡、曰、君弱、不可以怠、戊申、入蔡、以城下之盟而還、凡勝国曰滅之、獲大城焉曰入之」の「凡勝国」と「凡克邑」とが対応し、「凡書」という凡例の書き出しが他に例を見ないこともそれを証する。

⑰ 莊三十二「八月癸亥、公薨于路寝、子般即位、次于党氏」。襄三十一「立胡女敬婦之子子野、次于季氏、秋九月癸巳、卒、毀也」

⑱ 哀八「呉師克東陽而進、舍於五梧、明日、舍於蠶室、公賓庚公甲叔子与戰于夷、獲叔子与析朱鉏、獻於王、王曰、此同車必使能、国未可望也、明日舍于庚宗、遂次于泗上、微虎欲宵攻王舍、私属徒七百人、三踊於幕庭、卒三百人、有若与焉、及稷門之内、或謂季孫曰、不足以害呉、而多殺国士、不如已也、乃止之」。檀弓上「孔子之喪、有自燕來觀者、舍於子夏氏」。内則「雖衆車徒、舍于外」。僖二十八「晋侯圍曹、門焉、多死、曹人尸諸城上、晋侯患之、聽輿人之誦曰、称舍於墓、師遷焉」。僖二十九「春、介葛盧來朝、舍于昌衍之上、公在会、饋之芻米、礼也」。

宣二「初、宣子田於首山、舍于翳桑、見靈輒餓」成十五「魚石向為人鱗朱向帶魚府出舍於睢上」・襄二十六「二月庚寅、甯喜右宰穀伐孫氏、不克、伯国傷、甯子出舍於郊、伯国死」・襄三十一「今銅鞮之宮數里、而諸侯舍於隸人」・定六「陽虎使季孟自南門入、出自東門、舍於豚沢」定八「陽虎說甲如公宮、取宝玉大弓以出、舍于五父之衢」哀十四「子行曰、彼得君、弗先必禍子、子行舍於公宮」・成子出舍于庫」・哀十五「閏月、良夫与大子入、舍於孔氏之外圃」・哀二十五「揮在朝、使吏遣諸其室、揮出信弗内、五日、乃館諸外里、遂有寵、使如越請師」

⑲ 『春秋』の字義を解釈した凡例が専ら「曰」の書式を用いるのに対し、「為」と異なる書式を用いていることもそれを証する。

⑳ 成十五「春、会于戚、討曹成公也、執而歸諸京師、書曰、晉侯執曹伯、不及其民也、凡君不道於其民、諸侯討而執之、則曰、某人執某侯、不然則否」の凡例によれば、「某侯執某侯」と書く方が通例となるが、『春秋』経文で「某侯執某侯」の事例はここだけであり、寧ろこちらの方が異例ということになる。僖公五年にしてもそうだが、そもそも「君不道於其民」という理由で執えられた事例が無く、実際にはこの凡例通りに解釈できないため、「某人執某侯」が異例の書法であるという認識のみ適用したのだろう。

㉑ 引詩がこれらの部分のみ行われていることから『左伝』の作為性は明らかである。なお、前掲鎌田正『左伝の成立と其の展開』は、君子の論評の共通点に引詩の多さを挙げ、公卿有徳の士の引詩も作者の造飾によるものが少なくないと指摘している。

㉒ 陳槃『左氏春秋義例辨』（重訂再版本、中央研究院歴史語言研究所、一九九三）参照。

㉓ その『左伝』の苦しさは、単に後の経文で「叔孫」が省かれているというだけで本来は異例でも何でもない「叔孫僑如如齊逆女」の経文を、「称族、尊君命也」と、無理に君命を尊ぶ『春秋』の書法だと説いていることから伝わってくる。

㉔ 前掲陳槃『左氏春秋義例辨』参照。

㉕ 吉本道雅「春秋五等爵考」（『東方学』八七、一九九四）参照。

㉖ 「子云、天無二日、土無二王、家無二主、尊無二上、示民有君臣之別

也、春秋不称楚越之王喪、礼君不称天、大夫不称君、恐民之惑也、詩云、相彼盂旦、尚猶患之」・「子云、升自客階、受弔於賓位、教民追孝也、未没喪、不称君、示民不爭也、故魯春秋記晋喪曰、殺其君之子奚齊、及其君卓、以此坊民、子猶有其父者」・「子云、取妻不取同姓、以厚別也、故買妾不知其姓、則卜之、以此坊民、魯春秋猶去夫人之姓曰呉、其死曰孟子卒」

㉗ 『左伝』が利用した年代記は別稿で詳述するが、『左伝』の魯国年代記利用は吉本道雅「呉系譜考」（『立命館文学』五六三、二〇〇〇）が既に指摘している。

㉘ 莊二十八「築郿、非都也、凡邑、有宗廟先君之主曰都、無曰邑、邑曰築、都曰城」の凡例が成り立たないことを顧炎武が指摘しているように（『日知録』卷四築郿）、凡例には思いつきとまでは言えないまでも明らかに無理に作為された解釈が少なからず認められる。既に『左伝』が取材した『春秋』解釈が作られた時代でも『春秋』の字義が分からなくなっていたわけであり、だからこそ春秋学は学問として存在し得た。

㉙ 前掲吉本道雅「曲礼考」。

（九州大学附属図書館司書）